■入居を希望される方へ

最新の募集案内

令和3年度　第3回募集のご案内

募集期間は、令和4年1月4日（火）～1月17日（月）までとなっております。

■申込書配布期間

令和4年1月4日（火）～1月17日（月）

■配布場所・時間

〇市営住宅募集・管理センター（市役所第二庁舎5階）

平日　8時45分～17時15分

〇庄内出張所（庄内幸町）、新千里出張所（新千里東町）

平日　9時～17時15分

〇庄内公民館（三和町）

9時～21時

〇とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ（エトレ豊中5階）

9時～21時30分（水曜日休館日）

募集住戸・申込資格等は次ページ及び上記へ配布する申込書をご参照ください。

募 集 住 宅 一 覧 表

申込資格	住宅名
単身者向	三国
単身者向 （シルバーハウジング）	三国・野田第２
単身者向 （特別あき家）	野田第２
２人以上世帯向	刀根山・新千里南 熊野南・北条・上津島
３人以上世帯向	岡町北・服部西・二葉第２
車いす常用障害者向 （単身者向）	向丘
車いす常用障害者向 （２人以上世帯向）	向丘

○申込区分内の形式・面積・階層・家賃を指定しての申込みはできません。
当選後も入居住戸の選択はできません。

○「構造・竣工年度」の欄において「高○」は、高層住宅○階建て、「中○」は中層住宅○階建て、を表しています。高層住宅にはエレベーターが設置されていますが、中層住宅には原則としてエレベーターは設置されていません。

○3ヵ所給湯設備のない住戸は、台所の瞬間湯沸かし器設置は入居者負担となります。浴室には、市が浴槽・風呂釜を設置していますが、洗面所でお湯の使用はできません。

○シルバーハウジング及び車いす常用障害者向けの住宅は、高齢者・障害者向けの設計で建設された住宅ですので、入居後に利用しにくい場合でも入居者に合わせた設備の改善はできません。また、高齢者・障害者向けに対応した設備改善は行っていません。

○家賃は、「月収額の計算のしかた」に基づいて算定された月収額を「募集住宅一覧表」内の計算後の月収額別の予定家賃欄にあてはめてご確認ください。

○敷金の額は、入居の際の家賃の3ヵ月分です。

○家賃の額は、入居者の収入や住宅の便益等により毎年度変動します。

○家賃とは別に共益費を自治会に支払っていただきます。金額は住宅により異なります。

○一部の住宅は共益費を指定管理者が徴収します。

○豊中市は、指定管理者に市営住宅の管理を委任しています。

○学校区は、世帯の状況により異なる場合がございます。
市 HP「通学区域」をご覧下さい。

募集住宅一覧表

申込資格 （P.4～P.9をよくお読みください。） ＜基準日は、募集期間末日現在＞	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積（単位：㎡）	風呂	計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間応募倍率	3か所給湯（台所・風呂・洗面）
										一般世帯 月収額　0　～　158,000	裁量世帯 ～　214,000			小学校	中学校		
単身者向 次の①～⑩のいずれかに該当する方。 ①60歳以上の方 ②身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方 ④療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方 ⑤戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦生活保護を受けている方 ⑧海外からの引揚者（引揚後5年以内） ⑨平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方 ⑩DV被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方） ◎当選後、単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供する場合があります。	101	1	三国	高15 H8	10	有	1DK	33.0	有	14,500　～　21,600	～　28,500	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第七 ※一部は第六	40.3倍	あり

募集住宅一覧表

申込資格 (P.4～P.9をよくお読みください。) <基準日は、募集期間末日現在>	申込区分	募集戸数	住宅名	構造竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積(単位:㎡)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円) 一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000	所在地	交通機関	学校区 小学校	中学校	直近1年間応募倍率	3か所給湯(台所・風呂・洗面)
単身者向(シルバーハウジング) [60歳以上の方] ※緊急時対応の為、住宅の鍵一本を預けていただきます。 ※シルバーハウジングの詳細はP.6をご覧下さい。 ★抽選優遇対象外住宅です。 ◎当選後、単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供する場合があります。	601	1	三国	高15 H8	2	有	1DK	36.3	有	16,000 ～ 23,800	～ 31,400	三国 2丁目1番	三国駅 徒歩8分	千成	第七 ※一部は第六	28.5倍	あり

申込区分	募集戸数	住宅名	構造竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積(単位:㎡)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円) 【 注 】基準月収額が異なります！ 一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000	所在地	交通機関	学校区 小学校	中学校	直近1年間応募倍率	3か所給湯(台所・風呂・洗面)
602	1	野田第2	高12 H16	2	有	1DK	42.6	有	◎この区分の住宅は、 基準月収額が異なりますので ご注意ください。 19,400 ～ 22,400	～ 25,600	野田町 17番	庄内駅 徒歩10分	野田	庄内 さくら学園 ※一部は第十	57.0倍	あり

募集住宅一覧表

申込資格 (P.4～P.9をよくお読みください。) <基準日は、募集期間末日現在>	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積(単位:㎡)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円) 【 注 】基準月収額が異なります！ 一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000	所在地	交通機関	学校区 小学校	中学校	直近1年間応募倍率	3か所給湯(台所・風呂・洗面)
(特別あき家) **単身者向** 次の①～⑩のいずれかに該当する方。 ①60歳以上の方 ②身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの方 ④療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方 ⑤戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑦生活保護を受けている方 ⑧海外からの引揚者(引揚後5年以内) ⑨平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方 ⑩DV被害者(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方) ◎当選後、単身入居に関する申立書を提出していただきます。申立書に記入された内容は、必要に応じて福祉関係部局等に情報提供する場合があります。 ※特別あき家とは、孤独死や人身事故等によりあき家となった住宅です。 ※入居後は、いかなることがありましても、特別あき家であることを理由にほかの住宅へのあっせんを受けることができません。	T011	1	野田第2	高12 H16	11	有	1DK	42.6	有	◎この区分の住宅は、基準月収額が異なりますのでご注意ください。 19,400 ～ 22,400	～ 25,600	野田町 17番	庄内駅 徒歩10分	野田	庄内 さくら学園 ※一部は第十		あり

申込資格 （P.4～P.9をよくお読みください。）	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積（単位：㎡）	風呂	計算後の月収額別の予定家賃（単位：円）		所在地	交通機関	学校区		直近1年間応募倍率	3か所給湯（台所・風呂・洗面）
										一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
2人以上世帯向 **＊階数・間取等をよくご確認のうえ、お申込みください。**	201	1	刀根山（3階）	中5 S44	3	無	3DK	58.0	有	17,500 ～ 26,100	～ 34,400	刀根山 5丁目3番	豊池駅 徒歩8分	刀根山	第十三	4.0倍	なし □台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。
	202	1	刀根山（5階）	中5 S44	5	無	3DK	54.9	有	16,700 ～ 24,800	～ 32,700	刀根山 5丁目3番	豊池駅 徒歩8分	刀根山	第十三	0.5倍	
	203	1	新千里南（1階）	中5 S48	1	無	3K	42.9	有	12,000 ～ 17,800	～ 22,200	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第九 ※一部は第十五		
	204	1	新千里南（5階）	中5 S48	5	無	3K	42.9	有	12,000 ～ 17,800	～ 22,200	新千里南町 3丁目4番	桃山台駅 徒歩8分	南丘	第九 ※一部は第十五	応募なし	
	205	1	熊野南（4階）	中5 S47	4	無	3K	39.7	有	10,900 ～ 16,200	～ 21,400	東泉丘 2丁目7番	二之切 バス停 徒歩5分	東泉丘	第十七 ※一部は第十五		
	206	1	熊野南（5階）	中5 S47	5	無	3K	42.3	有	11,600 ～ 17,300	～ 22,800	東泉丘 2丁目7番	二之切 バス停 徒歩5分	東泉丘	第十七 ※一部は第十五	0.3倍	

申込資格 (P.4～P.9をよくお読みください。)	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積 (単位:㎡)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円) 一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円) 裁量世帯 ～ 214,000	所在地	交通機関	学校区 小学校	学校区 中学校	直近1年間応募倍率	3か所給湯 (台所・風呂・洗面)
2人以上世帯向 ＊階数・間取等をよくご確認のうえ、お申込みください。	207	1	北条 (2階)	中3 S56	2	無	3DK	59.4	有	18,900 ～ 28,200	～ 37,200	北条町 2丁目15番	北条小学校前 バス停 徒歩3分	北条	第十六		なし 口台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。
	208	1	北条 (4階)	中5 S55	4	無	3DK	59.4	有	18,700 ～ 27,800	～ 36,600	北条町 2丁目15番	北条小学校前 バス停 徒歩3分	北条	第十六	1.0倍	
	209	1	上津島	高7 H1	5	有	3DK	56.7	有	21,600 ～ 32,200	～ 42,500	上津島 1丁目12番	今在家町 バス停 徒歩2分	豊島西	第一	4.4倍	

申込資格 （P.4～P.9をよくお読みください。）	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積（単位：㎡）	風呂	計算後の月収額別の予定家賃（単位：円） 【 注 】基準月収額が異なります！ 一般世帯 月収額 0 ～ 114,000	裁量世帯 ～ 139,000	所在地	交通機関	学校区 小学校	中学校	直近1年間応募倍率	3か所給湯（台所・風呂・洗面）
3人以上世帯向 ＊階数・間取等をよくご確認のうえ、お申込みください。	401	1	岡町北	中4 S51	4	有	3DK	65.7	有	◎この区分の住宅は、基準月収額が異なりますのでご注意ください。 22,300 ～ 25,700	～ 29,400	立花町 2丁目3番	岡町駅 徒歩10分	克明	第五	4.0倍	なし 口台所の瞬間湯沸かし器の設置は、入居者負担です。 ※浴室には、浴槽と風呂釜を設置しているので、瞬間湯沸かし器を設置しなくても入浴できます。
	402	1	服部西	高6 H5	4	有	3DK	64.3	有	◎この区分の住宅は、基準月収額が異なりますのでご注意ください。 27,400 ～ 31,700	～ 36,200	服部西町 4丁目5番	服部天神駅 徒歩15分	豊島北	第一		あり
	403	1	二葉第2	高8 H8	2	有	3DK	67.0	有	◎この区分の住宅は、基準月収額が異なりますのでご注意ください。 29,500 ～ 34,100	～ 39,000	二葉町 1丁目14番	神崎川駅 徒歩15分	庄内西	第七		

申込資格 (P.4～P.9をよくお読みください。)	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積(単位:㎡)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学校区		直近1年間応募倍率	3か所給湯(台所・風呂・洗面)
										一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
車いす常用障害者向 (単身者向) 次の①・②のいずれかに該当し、日常生活において車いすを常用する方のいる世帯 ①身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方 ②戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方 ※住宅によっては、緊急時対応の為、住宅の鍵一本を預けていただきます。 ※この住宅の構造は、一般住宅と異なります。詳しくは市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。 ★抽選優遇対象外区分です。	901	1	向丘	高9 H9	1	有	1DK	35.4	有	15,600 ～ 23,300	～ 30,700	向丘 3丁目9番	北緑丘 バス停 徒歩5分	野畑	第十四	応募 なし	あり

申込資格 (P.4～P.9をよくお読みください。)	申込区分	募集戸数	住宅名	構造 竣工年度	募集階層	エレベーター	間取	床面積(単位:㎡)	風呂	計算後の月収額別の予定家賃(単位:円)		所在地	交通機関	学校区		直近1年間応募倍率	3か所給湯(台所・風呂・洗面)
										一般世帯 月収額 0 ～ 158,000	裁量世帯 ～ 214,000			小学校	中学校		
車いす常用障害者向 (2人以上世帯向) 次の①・②のいずれかに該当し、日常生活において車いすを常用する方のいる世帯 ①身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方 ②戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方 ※住宅によっては、緊急時対応の為、住宅の鍵一本を預けていただきます。 ※この住宅の構造は、一般住宅と異なります。詳しくは市営住宅募集・管理センターまでお問い合わせください。 ★抽選優遇対象外区分です。	911	1	向丘	高9 H9	1	有	2DK	52.7	有	23,300 ～ 34,700	～ 45,800	向丘 3丁目9番	北緑丘 バス停 徒歩5分	野畑	第十四	応募 なし	あり

1　申込みから入居まで

申 込 み 受 付・・・

○令和4年1月17日(月)までに、案内書を同封している封筒に必要事項を記入した申込書を入れて、郵送してください。
○申込期間内の消印有効。
○申込書に付いている郵便ハガキに切手(2箇所)を貼ってください。

↓

抽選番号の通知・・・

○ハガキで、抽選番号をお知らせします。
○令和4年1月31日(月)までにお知らせがなかった場合は、市営住宅募集・管理センターにご連絡ください。

↓

公 開 抽 選 会・・・

抽選日・会場
○令和4年2月1日(火)午前10時(1時間程度)
豊中市役所第二庁舎3階大会議室
【申込案内書裏表紙参照】
○参加の有無は、当落に影響ありません。

↓

抽選結果の通知・・・

○令和4年2月4日(金)までに申込者全員に抽選結果通知のハガキを郵送します。
○公開抽選会当日午後1時頃に、市営住宅募集・管理センター前に抽選結果を掲示します。また、当日中に市ホームページにも抽選結果を掲載します。
○電話での当落に関する問合わせにはお答えできません。
○当選住宅の事前内覧はできません。

↓

入居資格審査・・・

○当選された方について行います。日時・必要書類等は市営住宅募集・管理センターより案内します。

↓

市営住宅使用証書の提出・・・

○入居資格審査後に提出していただきます。
○連帯保証人1名が必要となります。

↓

入 居 説 明 会・・・

○入居後の注意事項や使用方法について説明します。
○説明会後、鍵をお渡しします。

2　入居時の注意事項

(1)家賃

・家賃は、毎年の収入に応じて変動します。
・収入は、毎年申告する必要があります。

(2)収入超過者・高額所得者の認定

・入居から3年経過し、一定の基準を超える収入がある方は、収入超過者または高額所得者と認定されます。
・収入超過者は近傍同種の住宅の家賃以下で市が定める家賃となります。
・高額所得者は近傍同種の住宅の家賃となり、住宅を返還していただきます。

(3)敷金

・入居当初家賃の3か月分です。

(4)共益費

・家賃とは別に共益費(共用部の維持管理費など)をお支払いしていただきます。(月額4，500円程度)

(5)連帯保証人

・入居時に連帯保証人が1名必要です。
・連帯保証人の極度額は、入居当初家賃の18か月分です。

(6)駐車場【有料】

・使用者資格や自動車規格に制限があります。また、空きがない場合は、ご自身で住宅外の駐車場を確保してください。

(7)瞬間湯沸かし器の設置

・3か所給湯設備がない住宅については、瞬間湯沸かし器の設置は入居者負担となります。また、退去時は原状回復していただきます。
・3か所給湯設備がない住宅でも、浴槽と風呂釜は設置されていますので、お風呂は使用していただけます。

(8)自治会等

・各住宅の自治会等に加入していただき、自治会活動等に参加していただきます。

(9)動物の飼育禁止

・市営住宅は、犬や猫などの動物は飼育(一時預かりも含む。)できません。また、野鳥や野良猫の餌付けも禁止しています。

※ご不明点等ございましたら、募集・管理センターへお問合せください。

３－１　共通申込資格

次の①～⑥は、３－２から３－５までの共通申込資格です。

※　基準日は、募集期間の末日です。

①現在、住宅の確保に困っていること

・申込者や同居予定者に持ち家がある方は、原則申込み不可。
ただし、持ち家の処分を予定されている方は、申込み可。その場合、入居資格審査時に所有権移転済登記簿謄本等の提出ができること。

②申込者本人が豊中市内在住または在勤(勤務予定者も可)であること

・在住とは、市内に住民登録があり、その住所で生活していること。
・在勤予定者の方は、入居資格審査時までに勤務できること。
・入居資格審査までに、住民票または在勤（在職）証明書等で証明できること。

③収入基準を満たしていること（世帯の月収額が下記の額以下であること）

一般世帯	裁量世帯【P.8を参照のこと】
158，000円以下 （一部住宅は、114，000円以下）	214，000円以下 （一部住宅は、139，000円以下）

④家賃を支払うことができること

・給与、年金（老齢・障害・福祉年金等）、その他所得や生活保護扶助費など収入があること。

⑤申込者本人や同居予定者が暴力団員でないこと

⑥過去に市営住宅、市営借上住宅に住んでいた方は、不正な使用（無断退去・滞納など）をしたことがないこと

３－２　申込資格【２ 人・３人以上世帯向】

３－１の共通申込資格（P.4）の条件を満たし、次の条件に該当する方が申込みできます。

(1)同居または同居しようとする親族があること

（案内書等では、「同居予定者」といいます。）

・親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族。
・妊娠されている方の胎児は申込み人数には含みません。
・婚約者、内縁関係、パートナーシップ関係にある方も申込み可。
ただし、入居資格審査時までに以下の書類の提出が必要です。
（ア）婚　約　者　　・・・入籍後の戸籍謄本、婚姻届受理証明書
（イ）内　縁　関　係　　・・・住民票（夫（未届）妻（未届）の表記があるもの）
（ウ）ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ関係・・・大阪府パートナーシップ宣誓書受領書

３－３　申込資格【単身者向】

３－1の共通申込資格（P.4）の条件を満たし、次のいずれかに該当する方が申込みできます。

※　**基準日は、募集期間の末日です。**

（1）　60歳以上の方

（2）　身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方

（3）　精神障害者保健福祉手帳（1～3級）をお持ちの方

（4）　療育手帳をお持ちの方または同程度の障害を有すると判定された方

（5）　戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方

（6）　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

（7）　生活保護を受けている方

（8）　海外からの引揚者（引揚後5年以内）

（9）　平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

（10）DV 被害者（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する被害者で、婦人相談所長の証明または裁判所の保護命令決定通知書の写しを提出できる方）

３－４　申込資格【シルバーハウジング】

３－1の共通申込資格（P.4）の条件を満たした、60歳以上の方が申込みできます。

※　基準日は、募集期間の末日です。

シルバーハウジングとは？

生活援助員による生活相談、安否確認や緊急時の対応等のサービスを受けることができる住宅です。豊中市長寿安心課と生活援助員派遣の契約を入居日までに結んでいただく必要があります。

〇サービス内容

・安否確認　　1日1回、必要に応じて入居者に声かけ等を行います。

・生活相談　　生活全般にわたる相談を受け、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

・緊急時対応　　緊急時に、緊急通報装置のボタンを押すことにより、生活援助員（不在時は警備会社）が受信し、関係機関への連絡等対応します。

⚠注意事項

・費用について　　シルバーハウジング入居者は、生活援助員派遣費用として別途負担していただきます。（月額0～5，000円程度）
家賃とは別に、長寿安心課が徴収します。

・合鍵について　　緊急時の対応を円滑に行うため、入居時に生活援助員室に合鍵を預けていただきます。

・家事・介護　　シルバーハウジングは、介護付住宅ではありません。
生活援助員は、家事・介護などホームヘルプサービスは行いません。

・電話について　　生活援助員不在時の対応は、電話を使用して行うため、電話の用意が必要です。（携帯電話でも結構です。）
電話料金は、入居者負担です。

３－５　申込資格【車いす常用障害者向】

３－1の共通申込資格（P.4）の条件（単身者向は、３－３申込資格【単身者向】（P. 6）の条件）を満たし、次のいずれかに該当し、車いすを常用する方のいる世帯が申込みできます。

※　基準日は、募集期間の末日です。

（1）　身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方

（2）　戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方

⚠注意事項

・この住宅は、一般の住宅に比べて構造が異なります。

・住宅によっては、緊急時対応のため合鍵を預けていただく場合があります。

4　裁量世帯について

次の(1)～(9)のいずれかに該当する方がいる世帯は、月収額が214,000円以下であれば申込みできます。(一部住宅は139,000円以下)

対象世帯	世帯要件
(1)身体障害者世帯	身体障害者手帳(1～4級)をお持ちの方がいる世帯。
(2)精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳(1～2級)をお持ちの方がいる世帯。
(3)知的障害者世帯	療育手帳(A、B1)をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯。
(4)戦傷病者世帯	戦傷病者手帳(特別～第6項症または第1款症)をお持ちの方がいる世帯。
(5)原子爆弾被爆者世帯	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯。
(6)海外からの引揚者世帯	海外からの引揚者(引揚後5年以内)がいる世帯。
(7)ハンセン病療養所入所者世帯	平成8年3月31日までに、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯。
(8)60歳以上の世帯	申込者が60歳以上であって、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方だけの世帯。 ※年齢は募集期間末日現在での満年齢です。
(9)子育て世帯	募集期間末日現在において小学校就学前の子どもがいる世帯。

5　申込みの無効・失格について

次の場合は申込みを無効とし、当選後に発覚した場合は失格とします。

〇申込資格がないとき。

〇申込書や提出書類に虚偽・不正の記載があったとき。

〇必要事項の記載が不十分なとき。

〇指定期日までに入居手続きや敷金・家賃の納付等ができなかったとき。

〇申込者または同居予定者が暴力団員であることが判明したとき。

〇1枚の申込書に2つ以上の申込区分を記載または、
　1世帯で2通以上申込みをしたとき。

〇所定の申込書以外の用紙で申込みをしたとき。

〇家族を不自然に分割・合併して申込みしたとき。
【例】・夫婦どちらか一方のみによる申込み。
　　・申込者や同居予定者以外に扶養されている人がいる場合。
　　・祖父母と扶養関係にない孫との申込み。
　　・兄弟姉妹での申込み。（両親死亡などの場合を除く。）

〇申込書に記載された申込者や同居予定者が同時に入居できないとき。

〇その他、この案内書記載の内容に違反したとき。

6　抽選の優遇措置について

　次の条件に該当する方は、抽選において当選する確率を**2倍**にします。ただし、優遇措置を受け当選された方が、資格審査の結果、優遇措置対象でなかったことが判明した場合は、失格とします。

　また、シルバーハウジング及び車いす常用障害者向け住宅については、申込者全員が同一条件となるため、優遇措置の対象外となります。

※　**基準日は、募集期間の末日です。**

（1）**申込者が60歳以上であって、同居予定者が配偶者、60歳以上または18歳未満の者のみである世帯。**

（2）申込者または同居予定者に、**身体障害者手帳（1～4級）をお持ちの方がいる世帯。**

（3）申込者または同居予定者に、**精神障害者保健福祉手帳（1～2級）をお持ちの方がいる世帯。**

（4）申込者または同居予定者に、**療育手帳（A、B1）をお持ちの方、または同程度の障害を有すると子ども家庭センターもしくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯。**

（5）申込者または同居予定者に、**戦傷病者手帳（特別～第6項症または第1款症）をお持ちの方がいる世帯。**

（6）**配偶者のない方で現に20歳未満の子どもを扶養しており、かつ、同居予定者がその子どものみである方。**

（7）同居予定者に、**小学校就学前の子どもがいる世帯。**

7　申込書の書き方

P. 35 の【申込書・月収額計算表の記入例】を参照して記入してください。
えんぴつや消せるボールペンで記入はしないでください。
申込み後に変更はできませんので間違いのないように記入してください。

①申込区分・住宅名

・募集住宅一覧表より、申込資格を満たすご希望の区分をひとつだけ選び、申込用紙の「申込区分」「住宅名」に記入してください。
・申込区分内に募集住宅が複数ある場合は、申込者は住宅の階層等を指定することはできません。

②申込者

【勤務先名】
・日雇いの方は、「日雇い」と記入し、現在の勤務地と電話番号を記入してください。
・事業所得（自営業など）の方は、屋号と事業内容を具体的に記入してください。

【職業・勤務先または学年】
・求職中の方は、「求職中」と記入して下さい。無職または生活保護を受けられている方は、〇印をつけてください。

【所得の種別（年金の種類）】
・所得のある方は、「給与」「年金」「事業・その他」の該当するものに〇印をつけてください。年金所得がある方は年金の種類を記入してください。（例：国民年金・厚生年金など）

【年間総収入金額】
・該当のあった所得について、「月収額の計算方法」を参照して、それぞれ「年間総収入金額」を計算し、記入してください。

⚠注意事項
〇非課税年金（障害・遺族・福祉年金等）受給者の方は、年間総支給額を申込書の年間総収入金額に記入してください。ただし、月収計算には含みません。
〇生活保護受給者で給与等の所得がない方は、「0」を記入してください。
〇求職中の方は、「0」を記入してください。

③同居予定者について

・同居予定者について、「申込者」の欄と同じようにすべて記入してください。なお、申し込み後の同居予定者の変更・追加はできません。
・「同居・別居」欄では、現在申込者と同居しているかどうか〇印をつけてください。

④月収額

・申込書裏面の「月収額計算書」にて計算し、右下の「月収額」を記入してください。
（計算方法は次のページ参照。）

⑤現在の世帯状況について

・（1）～（4）について、あてはまるものに〇印をつけ、必要事項に記入してください。
・ア～クについて、あてはまるものに〇印をつけ、必要事項に記入してください。

8　月収額の計算方法

世帯の月収額が、収入基準を満たしている方が申込みできます。
以下の方法で申込書裏面の「月収額計算書」で世帯の月収額を計算し、収入基準を満たしているか確認してください。

【月収額とは】
申込者と同居予定者全員の年間総所得金額（下記①参照）から、該当する控除額（P. 14参照）を引いた金額を12で割ったものが、月収額です。

①年間総所得金額の計算

申込者や同居予定者それぞれで年間総所得金額を計算し、合計します。
（1）申込者や同居予定者が給与または年金所得がある場合は、それぞれの年間総所得を計算します。下記 A・次ページ B を参考にしてください。
（2）申込者や同居予定者にその他の所得がある場合は、次ページ C を参考にしてください。

A　給与所得者

給与所得とは、給料、賞与、残業等の手当、アルバイトやパートの収入などを言います。

給与所得のある方

現在の状態	計算対象となる期間および金額
現在の勤務先に令和2年1月1日以前から引続き勤務している方	令和2年中の年間総収入金額 （令和2年分源泉徴収票の「支払金額」欄）
現在の勤務先に令和2年1月2日以降就職し、現在まで 1 年以上勤務している方	直近の給与支給月から遡って1年分の総収入金額
現在の勤務先に就職してから、現在まで勤務期間が1年未満の方	概算年収（※平均月収×12＋賞与支給額） ※平均月収は、 （勤務した月の翌月から申込月の前月までの総収入金額－賞与支給額）÷（勤務した月の翌月から申込月の前月までの月数）で算出してください。
現在の勤務先に就職し、まだ給料（1 か月分）を支給されていない方	概算年収 （雇用条件により支給される月給見込額×12）

B　年金所得者

年金所得とは、国民年金、厚生年金、恩給、企業年金等の収入をいいます。

年金所得のある方

現在の状態	計算対象となる期間および金額
現在年金・恩給を受給されている方	令和２年中の受取年金額。なお、年金額の改定や前年中に年金受給開始のあった方は、改定通知の支払年金額または年金証明書の支払年金額

C　その他の所得者

その他の所得とは、事業所得、利子所得、不動産所得、雑所得の収入をいいます。
事業所得（自営業など）の方は、下図を参考にしてください。

事業所得のある方

現在の状態	計算対象となる期間および金額
令和２年１月１日以前から継続して同じ事業をしている方	令和２年中の年間所得（前年分所得の確定申告書により確認）
令和２年１月２日以降に事業を始め現在までに１年以上たっている方	直近月から遡って１年分の総所得金額
事業を始めてから現在まで１年未満で１か月以上たっている方	事業を始めた月の翌月分から申込月の前月分までの所得金額から計算した推定年間所得 （収入期間・計算の方法は前ページ A 給与所得者の例にならってください。）
事業を始め、現在までに１か月にならない方	事業を始めてから現在までの総売上額及び経費から計算した推定年間所得 （収入期間・計算の方法は前ページ A 給与所得者の例にならってください。）

【以下のものは、所得金額に含みません。】
・遺族年金、傷病年金、障害年金等の非課税年金
・雇用保険、労働災害保険金、休業補償
・短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金等の一時所得
・生活保護扶助費、児童手当、児童扶養手当、通勤手当等の非課税とされているもの。

②控除について

①で計算した申込者と同居予定者全員の年間総所得金額から、下記一覧より該当する控除額を引いてください。

※　控除の内容を証明できるものがないときは、控除できないことがあります。

※　**基準日は、募集期間の末日です。**

控除の種類	控除を受けることのできる方	控除額
①同居および遠隔地扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者除く）および所得税法上の遠隔地扶養親族。	38万円
②老人控除対象配偶者控除 ③老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、70歳以上の方。	10万円
④扶養親族控除	所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）のうち、16歳以上23歳未満の方。 ※従前の特定扶養控除のこと。 ※離婚した配偶者の扶養を受けている場合は対象外です。	25万円
⑤障害者控除	次のいずれかに該当する方。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方。 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方。 ・療育手帳の交付を受けている方。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など。	27万円
⑥特別障害者控除	次のいずれかに該当する方。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、1級または2級に該当する方。 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方。 ・療育手帳の交付を受けている方で、総合判定 A に該当する方。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など。	40万円
⑦寡婦控除	ひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する方 (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が 500 万円以下の人 (2)夫と死別した後、婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人	27万円 （所得金額が 27 万円未満の場合はその額）
⑧ひとり親控除	入居しようとする方のうち、婚姻していないことまたは配偶者の生死が明らかでない、次の(1)～(3)のすべての要件に該当する方 (1)その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 (2)生計を一にする子がいること。この場合の子は、その年分の総所得金額等が 48 万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。 (3)合計所得金額が 500 万円以下であること。	35万円 （所得金額が 35 万円未満の場合はその額）

9　よくある質問とその回答例

問1：豊中市営住宅に申込みしましたが、大阪府営住宅など他の住宅に申込みはできますか？

答1：それぞれの資格要件を満たしていれば申込みできます。

問2：抽選の結果はどうすればわかりますか？

答2：抽選結果は当落に関わらず全員にハガキにてお知らせします。また、公開抽選会当日の午後1時から、市営住宅募集・管理センター（市役所第二庁舎5階）に掲示するとともに、豊中市ホームページ（トップページ＞くらし・手続き＞住まい＞住まいをお探しの皆さまへ）にも掲載する予定です。
※電話での当落に関する問合わせにはお答えできません。

問3：家賃はどのくらいですか？

答3：家賃は申込者と同居予定者全員の収入によって計算されます。
また入居される住宅の築年数や、広さなどによっても家賃は異なります。
参考として募集住宅一覧表に計算後の月収額別の予定家賃を記載しております。
※家賃の他に共益費等が必要となります。

問4：婚約者がいます。結婚する予定で申込みはできますか？

答4：条件付きで申込みできます。
条件は、入居資格審査までに婚姻が成立することです。同審査にて戸籍謄本又は婚姻届受理証明書を提出いただき、条件成就（婚姻成立の有無）を確認します。申込書の続柄欄には「婚約者」と記入してください。
※　婚姻が成立していない場合は、失格となります。

問5：婚姻届は出していないのですが内縁の妻（夫）と一緒に住んでいます。申込みはできますか？

答5：条件付きで申込みできます。
条件は、募集期間の末日現在において、次の①～②を満たしていることです。
①　住民票の続柄欄が「夫（未届）または妻（未届）」となっていること
②　他に婚姻関係にある者がいないこと
入居資格審査にて住民票及び戸籍謄本を提出いただき、条件成就を確認します。
申込書の続柄欄には「夫（未届）または妻（未届）」と記入してください。
※現在同居していない場合は内縁関係とは言えないため、申込みはできません。

問 6：未成年者ですが、申込みはできますか？

答 6：原則申込みできません。
ただし、婚姻している場合は成人と見なされますので、申込みできます。
※事実婚（内縁関係）の未成年者は申込みできません。

問 7：パートナーシップ関係にあるカップルですが、申込みはできますか？

答 7：条件付きで申込みできます。
条件は、大阪府がパートナーシップ宣誓者であることを証明した書類により、その事実が確認できることです。入居資格審査にて宣誓にかかる証明書類を提示いただき、条件成就を確認します。申込書の続柄欄には「パートナーシップ関係」と記入してください。
※ 証明書類は、募集期間の末日までに発行されている必要があります。また、大阪府以外の自治体が証明した書類では申込みできません。
※ 証明書類を提出できない場合は、失格となります。

問 8：持ち家（分譲マンション、戸建て等）がありますが申込みはできますか？

答 8：原則申込みできません（同居しようとする者に持ち家がある場合も同様です）。ただし、持ち家を処分する予定であれば、条件付きで申込みできます。
条件は、次の①～②を満たしていることです。
① 入居資格審査にて処分予定であることを確認できること
② 入居日までに所有権移転を完了できること
所有権移転が完了次第、登記済謄本等を提出していただき、事実確認をします。
※ 所有権移転を完了できない場合は、入居の承認を取り消します。

問 9：現在共有名義の持ち家がありますが、申込みはできますか？

答 9：原則申込みできません（同居しようとする者に共有名義の持ち家がある場合も同様です）。ただし、市営住宅に入居しようとする方のうち、合計の持分が1／2以下であれば申込みできます。これは申込者の持分のみでなく、同居予定者も含んだ合計の持分です。入居資格審査にて登記済謄本等を提出いただき、持分が1／2以下であることを確認します。

問10：遠隔地扶養をしています。控除してもよいですか？

答10：所得税法上認められていれば控除できます（単に仕送りをしているというだけでは該当しません）。入居資格審査にて課税証明書や源泉徴収票などを提出いただき、事実確認をします。
※ 事実確認の結果控除できず、月収額が収入基準額を上回った場合、失格となります。

問11：申込み後、同居予定者は変更できますか？

答11：変更できません。（募集期間末日の翌日以降）
ただし、次の①、②の場合は再審査をします。
① 申込者または同居予定者が死亡したとき
※ 2人以上世帯で申込みされた方が単身者となった場合は、失格となります。
② 申込み後に出生した場合

問12：夫から DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けており、自身に子供がいます。母子世帯として申込みはできますか？

答12：配偶者との同居・別居を問わず、条件付きで申込みできます。
条件は、次の①～②を満たしていることです。
① 入居資格審査にてDVであることが確認できること
② 母子世帯の要件である20歳未満の子のみを扶養していること
同審査にて事実確認できる書類を提出いただき、条件成就を確認します。申込書の（4）住宅に困っている理由欄「コ. その他」及び、エ. 20 歳未満の子を扶養している母子・父子世帯欄「6. その他」に〇印をつけ、（　）内に「DVにより」と記入してください。
※ 20歳未満の子であっても、年収が103万円以上であれば、扶養していることにならないため申込みできません。
※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問13：夫から DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けています。単身者として申込みはできますか？

答13：条件付きで申込みできます。
条件は、次の①または②に該当していることです。
① 婦人相談所または婦人保護施設における保護を受けてから5年以内の被害者
② 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の被害者
上記①または②に該当する者であることの証明を婦人相談所や裁判所などで取得のうえ入居資格審査にて提出いただき、条件成就を確認します。申込書の（4）住宅に困っている理由欄「コ. その他」に〇印を付け、（　）内に「DVにより」と記入してください。
※ 生活の本拠を共にする（結婚生活に類する共同生活を営んでいる）交際をしている相手から暴力を受けている方を含みます。
※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問14：未婚の母子世帯ですが、申込みはできますか？

答14：条件付きで申込みできます。
条件は、次の①～②を満たすことです。
① 母子世帯の要件である20歳未満の子のみを扶養していること
② 他に婚姻関係にある者がいないことが確認できること
入居資格審査にて戸籍謄本等を提出いただき、条件成就を確認します。
申込書の（4）住宅に困っている理由欄「コ. その他」及び、エ. 20 歳未満の児童のみを扶養している母子・父子世帯欄「6. その他」に〇印を付け（　）内に「未婚の母子世帯」と記入してください。
※ 20 歳未満の子どもで年収が 103 万円以上あれば扶養していることにはなりません。
※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問15：未成年の未婚の母子世帯ですが、申込みはできますか？

答15：原則申込みできません。
ただし、以下の条件を全て満たす場合は申込みできます。入居資格審査にて事実確認ができる書類を提出いただき、条件成就を確認します。
① 独立して生計を営み、家賃の支払い能力があること。（生活保護受給者をむ）
② 親権者に扶養（支援）されていないこと。
③ 法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意があること。
④ 扶養している 20 歳未満の子の年収が 103 万円未満であること。
※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問16：配偶者との離婚を考えていますが、申込みはできますか？

答16：① 離婚協議等をしていない場合
申込みできません。
戸籍上離婚しておらず、かつ現に同居している場合、夫婦別居のための住宅確保を目的とする申込みであり、不自然な世帯分離に該当すると判断します。
② 離婚協議中（調停中、裁判中を含む）の場合
配偶者との同居・別居を問わず、条件付き申込みできます。
条件は、入居資格審査までに離婚が成立することです。同審査にて戸籍謄本を提出いただき、条件成就（離婚成立の有無）を確認します。申込書の（4）住宅に困っている理由欄「コ. その他」に〇印を付け（　）内に「配偶者とは離婚予定」と記入してください。
※ 離婚が成立していない場合は失格となります。

問17：配偶者と既に別居していますが、戸籍上離婚が成立していません。申込みできますか？

答17：条件付きで申込みできます。
条件は、募集期間の末日現在において、次の①～②の状態がいずれも1年以上続いていることです。
① 配偶者と別居中である
② 配偶者と生計を一にしていない
入居資格審査にて住民票（別居中の配偶者含む）等を提出いただき、事実確認をします。
※ 子が同居する場合、子も条件を満たす必要があります。
※ 事実確認ができない場合は、失格となります。

問18：遺族年金は所得に含まれるのですか？

答18：遺族年金は法令により非課税所得とされていますので所得に含まれませんが、申込書の所得の種別と年間総収入金額の欄には必ず記入してください。
その他非課税所得には、障害年金・雇用保険・労働災害保険金・児童手当などがあります。（P. 13参照。）

問19：現在無職ですが、入居するまでには働きたいと考えています。申込みはできますか？

答19：条件付きで申込みできます。

条件は、次の①～②を満たしていることです。

① 入居資格審査までに就職すること

② 就職先の1か月分の収入実績に基づき計算した月収額が、収入基準額を下回ること

なお、申込書は、次のとおり記入してください。

【新しい勤め先が内定しているなど、勤務することが確実な方】

・職業・勤務先または学年欄に「就職予定」と記入のうえ、勤務予定年月を記入

・勤務先欄に、勤務予定先の名称、所在地、電話番号を記入

・給与所得の方は、所得の種別欄「給与」に〇印を付け、年間総収入記入欄には雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を 12 倍した年間の推定総収入金額を記入してください。

・事業所得の方は、所得の種別欄「事業・その他」に〇を付け、年間所得記入欄に予想される1か月分の所得額を 12 倍した年間の推定所得金額を記入してください。

・給与所得・事業所得とも申込書の勤務先欄に名称、勤務先の所在地、勤務先電話番号欄は記入してください。

【現在求職中の方】

・職業・勤務先または学年欄に「求職中」と記入

※ 就職しなかった場合は、失格となります。

問 20：収入基準の参考はありますか？

答20：下記の表をご参考にしてください。

※下記表は、申込世帯のなかに所得のある方が1人だけで、世帯のなかに特別控除対象者がいない場合の参考例です。実際は申込世帯により、所得のある人数・特別控除などが異なります。

※所得基準の異なる申込区分もあります。

（単位：円）

	単身	同居および遠隔地扶養親族数（申込者本人を除いた数）				
		1人	2人	3人	4人	5人
家族の中に給与所得者が1人の場合の年間総収入金額	2,967,999 (3,887,999) 以下	3,511,999 (4,363,999) 以下	3,995,999 (4,835,999) 以下	4,471,999 (5,311,999) 以下	4,947,999 (5,787,999) 以下	5,423,999 (6,263,999) 以下
家族の中にその他所得者が1人の場合の年間総所得金額	1,896,000 (2,568,000) 以下	2,276,000 (2,948,000) 以下	2,656,000 (3,328,000) 以下	3,036,000 (3,708,000) 以下	3,416,000 (4,088,000) 以下	3,796,000 (4,468,000) 以下
家族の中に年金所得者（65歳以上）が1人の場合の年間総収入金額	3,096,000 (3,924,000) 以下	3,534,666 (4,391,764) 以下	4,041,333 (4,838,823) 以下			

▲カッコ（ ）内は裁量世帯の場合の額を示しています。裁量世帯については P.8を参照のこと。

案内図

お問い合わせ先

豊中市営住宅募集・管理センター

〒561-8501 豊中市中桜塚3－1－1
豊中市役所第二庁舎5階
（阪急宝塚線岡町駅下車徒歩 10 分）

06－6858－2395

平　日:8時45分～17時15分
定休日:土日祝